

登録申請書

日本セーフティー株式会社に賃貸保証システム利用登録を申請します。

申込日 年 月 日

商 号	店 舗 名		
本社所在地	〒		
	T E L	F A X	
	代表者	E-mail	@
窓口所在地	〒		
	店 舗 名		
	T E L	F A X	
	責任者	E-mail	@
	担当者	E-mail	@

取引形態	仲介 管理 売買	資本金	万円
加盟団体	1 (社)全国宅地建物取引業保証協会	2 (社)不動産保証協会	
免許番号	国土交通大臣() 知事 () 第 号		
営業時間	~	定休日	

支 店 (店舗名)	名 称		
	所在地 〒		
	T E L	F A X	
	責任者	E-mail	@
	担当者	E-mail	@
支 店 (店舗名)	名 称		
	所在地 〒		
	T E L	F A X	
	責任者	E-mail	@
	担当者	E-mail	@
支 店 (店舗名)	名 称		
	所在地 〒		
	T E L	F A X	
	責任者	E-mail	@
	担当者	E-mail	@

日本セーフ ティー 記入欄	本支店	担当	受付	登録	NO

FAXにてご返送下さい FAX 03-5796-7601

賃貸保証業務の流れ

1. お部屋が決まり入居申込時には

- 借借人及び賃貸人に対し賃貸保証及び保証内容の説明と必要書類作成・提出および借借人の審査をして下さい。
- 必要書類と保証料を受領し弊社へ送付及び送金してください。

2. 手数料と書類の保管について

- 新規賃貸保証申込時に受領した保証料および保証期間更新時の更新保証料に対して、15%の料率を乗じた額の手数料をお支払います。
- 毎週日曜日までに賃貸保証完了した分の保証料の合計額に対し、前項の料率を乗じた額を差引いて翌週の木曜日までに弊社に送金するものとします。
(振込手数料はご負担下さい)
- 賃貸保証に関する関係書類と関係諸記録を整理・保管してください。
- 弊社が配布した全ての物品に関しては、弊社の所有とします。

3. 滞納が発生した場合

- 直ちに弊社までご報告してください
- 弊社が賃貸人に対して行う保証実施業務、および借借人に対して行う求償権行使に関する業務についてご協力ください。
- 家賃滞納発生時及び保証実施に関し、借借人の所在確認および保証物件の状況確認を行い弊社へ書面で報告してください。

4. 保証更新について

- 賃貸保証更新時にはお知らせ致します。
- 賃貸保証に関する更新の受付および審査と弊社への報告をしてください。
- 保証料の受領および弊社への送金をしてください。

5. 登録期間

- 登録期間は申請日より1年間とします。
- 登録期間満了日迄に貴社または弊社より登録終了の意思を表示されない場合、上記同期間にて延長を行います。

※ご注意事項

- 下記に該当したときは、弊社は催告なしに登録を停止いたします。
- 賃貸保証手続きが適正に実施頂けないとき
 - 賃貸人または借借人の利益を害したとき
 - 弊社の信用を傷つけたとき
 - 宅地建物取引業の免許を失ったとき及び宅地建物取引業についての各種会員の資格を失ったとき
 - 不正、若しくは不正とみなされる行為等があったとき
 - 仮差押え、強制執行、破産、民事再生法、会社整理、会社更生等の手続き開始の申立があったときまたは清算に入ったとき、もしくは合併により消滅したとき
 - 弊社が取扱店として不適格と判断したとき